

# アイヌ民族 と先住民族の権利



2007年、「国連先住民族の権利宣言」が国連総会で採択されました。  
2008年、それに続き「アイヌ民族は日本の先住民族である」と国は正式に認めました。では、アイヌ民族は先住民族としての権利をどのように保障されているのでしょうか。  
重要な条文の一つが以下宣言第26条：**土地や領域、資源に対する権利**です。

1

先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。

2

先住民族は、自らが、伝統的な所有権もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利を有する。

3

国家は、これらの土地と領域、資源に対する法的承認および保護を与える。そのような承認は、関係する先住民族の慣習、伝統、および土地保有制度を十分に尊重してなされる。

(市民外交センター訳)



7月9日(火)

15:30~17:00

これらの権利をアイヌ民族は行使できているのでしょうか？

アイヌ民族の権利の実現を唱えてこられた大西さんを講師にお迎えし、この課題について学びます。

講師 大西信也 (IMADR会員)

場所 松本治一郎記念会館 5階会議室 / オンライン参加有り  
(東京都中央区入船1-7-1)

参加 無料

主催

反差別国際運動 (IMADR)  
event@imadr.org

ホームページ、QRコードからもお申し込みできます！ →

<https://imadr.net/>

